

風しんの追加的対策に係る Q&A（第7回）

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】同一市区町村内で引越しをした方が引越し前に届いたクーポン券を持っており、抗体検査を希望されています。クーポン券は使えるのでしょうか。

【回答】利用可能です。クーポン券は市区町村ごとに発行するため、同一の市区町村内の引越しであれば、引越し前に届いたクーポン券であっても利用可能です。なお、他市区町村に引越しした場合、引越し前に届いたクーポン券は使用できませんので、転入先市区町村からクーポン券の再発行を受けてください。

事例 2

【質問】医療機関（健診機関）番号が変わりました。全て新しい番号で提出するのでしょうか。

【回答】全ての書類について、抗体検査や予防接種を実施した当時の医療機関（健診機関）番号でご提出ください。月の途中で医療機関（健診機関）番号が変わった場合等は、同じ月に実施し、同一の市区町村の分であっても、請求総括書や市区町村別請求書は分けて作成します。また、新しい医療機関（健診機関）番号での請求には、集合契約時に提出された委任状の変更届等が受理されている必要があります。

医療機関等の皆様へ

国保連に提出される書類（請求総括書・市区町村別請求書・受診票・予診票）の編綴の順番が誤っている事例が多数見受けられます。ご提出いただく前にご確認をお願いします。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正（2019年10月31日一部改訂）」の37ページに記載*。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp